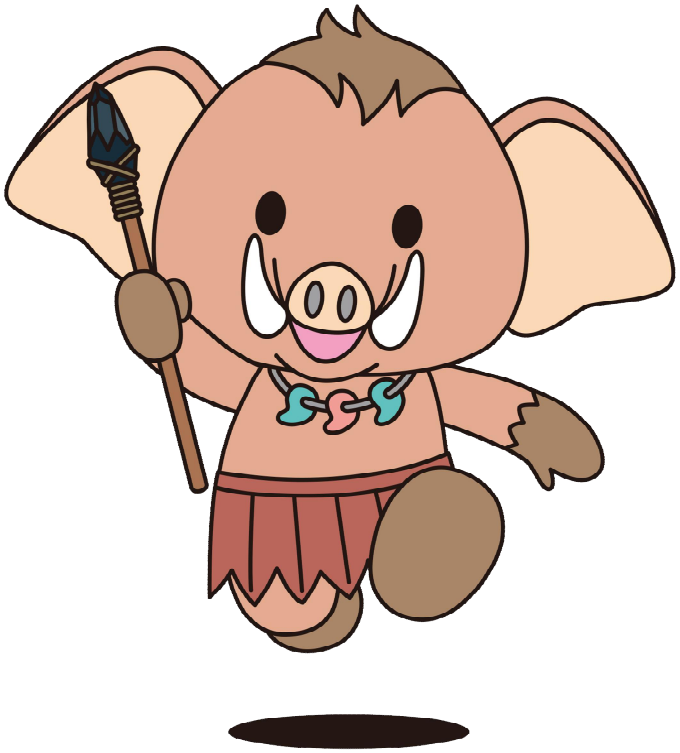
みどり市グリーンパーク自動販売機
設置事業者募集要領
（改訂版）

みどり市グリーンパークの災害対応型自動販売機の

設置事業者を募集します



みどり市マスコットキャラクター「みどモス」

令和８年１０月実施

みどり市

保健福祉部　健康づくり局　スポーツ振興課

公　募　物　件　一　覧

物件番号	設置施設	施設所在地	設置場所	電源	台数 区画面積	最低使用料 （ 年 額 ）	利用者数 （1 日想定人数）
① ※1	みどり市 グリーンパーク	みどり市笠懸町 西鹿田 1272-7	位置図のとおり 【屋外設置】	みどり市	1 台 W1200×D850※2	360 円	施設利用者約 50 人 ＋通行人
② ※1	みどり市 グリーンパーク	みどり市笠懸町 西鹿田 1272-7	位置図のとおり 【屋外設置】	みどり市	1 台 W1200×D850※2	360 円	施設利用者約 50 人 ＋通行人

※１　物件①及び物件②は、いずれも災害対応型自動販売機とします。
※２　区画面積には、自動販売機本体の設置面積に加え、放熱に必要な余地を含みます。
※３　設置場所については、下記の「位置図（物件番号①・②）」を確認してください。
※４　物件①および物件②の両方に応募する場合は、物件ごとに価格提案書を作成してください。

位置図（物件番号①②）

【みどり市グリーンパーク】



みどり市グリーンパーク自動販売機設置事業者募集要領（改訂版）

１　応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1)　成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
(2)　群馬県内に本店又は支店・営業所（個人営業店舗も含む）があること。
(3)　清涼飲料水自動販売機の設置業務において、３年以上の運営経験を有すること。
(4)　所在市町村の市町村税に未納がないこと。
(5)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
(6)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）でないこと。

２　自動販売機の設置条件等

(1)　使用料等

①　設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

②　使用許可の期間

令和 8 年 11 月 14 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

③　使用料

本市が設定する最低使用料以上の価格提案のうち、**最も高い価格を使用料**とします。
価格提案書には、物件ごとに年額使用料を記載してください。
ただし、令和 8 年度の使用料については、決定した年額使用料を基礎として、使用許可期間に応じた日割りにより算出します。

④　費用負担

ア　電気料

・自動販売機の電気料は、設置事業者の負担とします。
・施設内電源を使用する場合は、設置事業者の負担により電力使用量計測用子メーターを設置してください。
・電気料は、各施設の電気料単価を基礎として使用電気量を算出し、みどり市発行の納入通知書により納入してください。
・電気料は、原則として 4 月～9 月及び 10 月～翌年 3 月の 2 回に分け精算し、納入通知書を発行します。
ただし、令和 8 年度については、使用開始日から令和 9 年 3 月までのの 1 回のみ清算します。

イ　設置費・維持費

・自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等含む）、維持管理費その他一切の費用は、設置事業者の負担とします。

ウ　原状回復費用

・使用許可期間の終了後、設置場所を原状に回復するために要する費用は、設置事業者の負担とします。

(2)　設置条件

①　自動販売機

ア　飲料自動販売機であること。

イ　消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）または二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機であること。
ウ　ユニバーサルデザイン自動販売機であること。
エ　水道の接続を伴う自動販売機でないこと。
オ　設置にあたっては、日本自動販売機工業会が定める「自動販売機据付基準」に基づく耐震対策を行うこと。ただし、耐震対策実施前に所管課と工法について協議を行い工法決定すること。
カ　災害対応型自動販売機であること。
キ　災害時にみどり市が飲料の提供を必要と判断した場合は、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。
ク　災害時にも自動販売機が稼働できるように、非常用電源として自動販売機庫内の飲料を全て取り出せることができるバッテリー等を備えること。

②　販売品及び販売価格
ア　販売品は飲料品とし、酒類を除くものとすること。
イ　販売価格は、標準販売価格（定価）以下とすること。

③　維持管理
ア　空き缶、空きボトル、空き瓶、空きパック等が散乱することのないよう、販売品目にあった回収箱を設置し、設置事業者の責任において適切に回収・処分すること。
イ　商品補充、金銭管理その他自動販売機の維持管理は、設置事業者が行うこと。
　また、常に販売品の賞味期限に注意し、売り切れ商品がないよう努めること。
ウ　販売品の搬入、釣り銭の補充、廃棄物の搬出、メンテナンスの時間及び方法については、所管課と協議のうえ決定すること。
エ　自動販売機には、設置事業者の連絡先を分かりやすく表示すること。故障その他のトラブルが生じた場合は、設置事業者の責任において速やかに対応すること。
　また、トラブルへの対応方法について、あらかじめ所管課と協議しておくこと。
オ　みどり市は、みどり市の責任によることが明らかな場合を除き、盗難事故、破損事故その他の事故について、一切の責任を負いません。
　設置事業者は自動販売機又は付属設備が毀損、汚損又は紛失した場合は、速やかに復旧するものとし、復旧に要する経費は設置事業者の負担とします。

3　応募申込書類及び価格提案書の提出

(1)　提出方法
応募希望者は、**応募申込書**に必要事項を記入し、記名押印のうえ、**関係書類及び価格提案書を添えて**、特定記録郵便にて郵送してください。
応募申込書類と価格提案書は同一の封筒に入れて提出してください。
応募申込書類及び価格提案書の提出に要する一切の費用は、応募者の負担とします。
応募申込書類及び価格提案書は、郵送による提出のみとし、持参による提出は受け付けません。

(2)　提出期間
令和8年10月15日（木）から令和8年10月22日（木）まで（必着）

(3)　送付先
〒376-0192　みどり市大間々町大間々1511番地
みどり市役所保健福祉部健康づくり局スポーツ振興課

(4)　提出書類
①応募申込書類
ア　応募申込書
イ　誓約書①及び誓約書②
ウ　法人の場合：所在証明書
　個人の場合：住民票
　※提出日から3か月以内に発行されたもの。

エ　住所地市町村の市町村税に未納がない旨の証明書（非課税の場合は非課税証明書）
※提出日から3か月以内に発行されたもの。

②価格提案書

ア　価格提案書は、物件ごとに作成してください。
物件①及び物件②の両方に応募する場合は、物件①用及び物件②用の価格提案書をそれぞれ作成し、提出してください。

イ　応募価格は、年額使用料を記載してください。
なお、**価格提案書に記載する応募価格について、屋外設置のものは「税抜価格」を記載してください。**（物件が屋外である場合、決定金額に消費税および地方消費税は課されません。）

ウ　応募申込者は、郵送した価格提案書の書換え、引換え又は撤回はできません。

エ　次のいずれかに該当するものは、無効とします。
・最低使用料を下回るもの。
・応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
・指定の期間内に提出しなかったもの。
・応募申込者の記名押印がないもの。
・本市所定様式の価格提案書を用いないで提案したもの。
・応募申込者が同一物件において、2以上の価格提案をしたときはその全部のもの。
・応募価格又は応募申込者の氏名その他主要部分が識別しがたいもの。
・訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
・価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの。
・その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(5)　現地確認等

現地説明会等は行いませんので､応募希望者は必要に応じて事前に現地を確認してください。なお、現地確認を希望する場合は、みどり市保健福祉部健康づくり局スポーツ振興課（℡0277-46-9068）まで連絡してください。

(6)　応募申込書類の不備

応募申込書、添付書類又は価格提案書に記入間違い、不備等がある場合は、応募又は価格提案が無効となることがあります。

4　価格提案書の審査及び設置事業者の決定

みどり市が事前に設定した最低使用料以上で、応募資格を有する者のうち、最も高い価格を提案した者を設置事業者として決定します。

(1) 設置事業者決定日

令和8年10月28日（水）

(2) 最高価格の提案者が複数の場合

①　最高額の提案をした者が2人以上ある場合は、該当する価格提案者に出席を求め、くじにより設置事業者を決定します。

②　くじを行う価格提案者が、諸般の事情により、本市が指定する日時及び場所に来られない場合は、代理人にくじを行うことができます。

③　代理人にくじを行わせる場合は、別に定める委任状を持参してください。

④　価格提案者及び代理人のいずれも、本市が指定する日時及び場所に来られない場合は、これに代えて、当該公募事務に関係のない職員にくじを引かせ、設置事業者を決定します。

(3) 結果通知

設置事業者が決定した場合は、速やかに当該価格提案者に連絡するとともに、設置事業者決定通知書を送付します。

(4) 公募結果の公表

みどり市ホームページにおいて、物件番号、決定使用料、公募参加者数を公表します。

(5) 提出及び審査の中止等

不正な応募又は価格提案が行われるおそれがあると認められるとき、災害その他やむを得ない理由があるとき、その他必要があると認められるときは、応募申込書類及び価格提案書の提出、審査又は設置事業者の決定を中止もしくは延期することがあります。

5　使用許可申請の手続

使用許可の手続は、令和８年 11 月９日（月）までに行ってください。
使用許可は、応募申込書に記載された名義で行います。
設置事業者として決定された者は、みどり市が指定する期日までに、必要な使用許可申請書その他の書類を提出してください。

6　設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。
(1)　正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合。
(2)　設置事業者が応募資格を失った場合。
(3)　提出書類に虚偽の記載があった場合。
(4)　応募又は価格提案に関して不正な行為があった場合。
(5)　その他、設置事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

7　自己都合による自動販売機の撤去

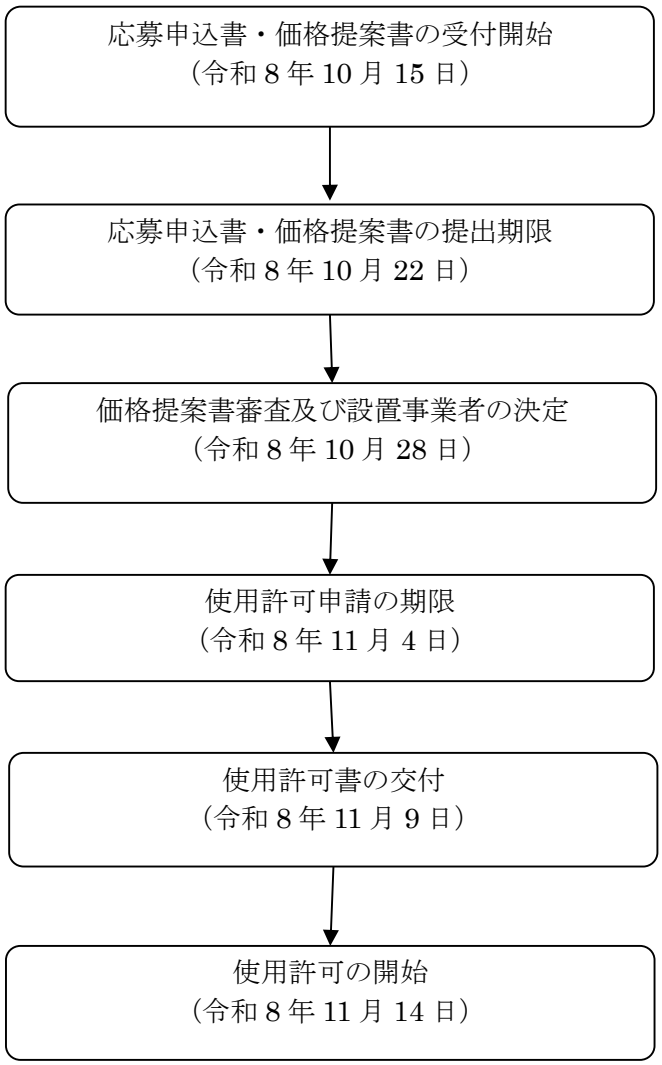
設置事業者は、使用許可期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合、撤去しようとする日の３が月前までに、みどり市へ書面により通知してください。
この場合、納入済の使用料は還付しません。

8　その他

(1)　使用許可の手続に関する一切の費用は、設置事業者の負担とします。
(2)　設置事業者は、使用許可に付された条件および本募集要領を遵守してください。
(3)　自動販売機の設置、維持管理、撤去その他の業務について、みどり市が必要と認める場合は、設置事業者と協議のうえ、必要な措置を講じることがあります。
(4)　募集要領、応募申込書、誓約書、価格提案書その他の提出書類に虚偽の記載があった場合は、応募または価格提案を無効とし、設置事業者としての決定を取り消すことがあります。
(5)　応募者は、提出した応募申込書類および価格提案書について、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
(6)　応募者から提出された書類は、みどり市情報公開条例その他関係法令に基づき、公開の対象となる場合があります。

【募集に関する問合せ先】　みどり市保健福祉部健康づくり局スポーツ振興課
〒376-0192 みどり市大間々町大間々1511 番地
TEL：0277-46-9068
FAX：0277-72-0500
E-mail：sports@city.midori.gunma.jp

事業の進め方（例示）


応募申込書・価格提案書の受付開始
（令和 8 年 10 月 15 日）
応募申込書・価格提案書の提出期限
（令和 8 年 10 月 22 日）
価格提案書審査及び設置事業者の決定
（令和 8 年 10 月 28 日）
使用許可申請の期限
（令和 8 年 11 月 4 日）
使用許可書の交付
（令和 8 年 11 月 9 日）
使用許可の開始
（令和 8 年 11 月 14 日）

受付番号	

令和　　年　　月　　日

応　募　申　込　書

みどり市長　須藤　昭男　様

募集要領の各条項を承知の上、みどり市グリーンパーク自動販売機設置事業者応募について、次のとおり参加したいので、資料を添えて申し込みます。

また、ホームページに決定金額を掲載することに同意します。

1　申込者

住所又は所在地

（〒　　－　　）

氏名又は名称

及び代表者名　　㊞

電話番号

2　添付書類

①　誓約書①

②　誓約書②

③　法人の場合：所在証明書　　個人の場合：住民票

④　市町村税に未納がない旨の証明書若しくは非課税証明書

誓約書①

令和　　年　　月　　日

みどり市長　須藤　昭男　様

住　　所
（所在地）

氏　　名　　㊞
（名称及び代表者名）

貴市におけるみどり市グリーンパーク自動販売機設置事業者募集の申込みにつき、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

記

(1)　成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
(2)　群馬県内に本店又は支店・営業所（個人営業店舗も含む）があること。
(3)　清涼飲料水自動販売機の設置業務において、３年以上の運営経験を有すること。
(4)　所在市町村の市町村税に未納がないこと。
(5)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

誓約書②

自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団等」という。)には該当しません。

年　　月　　日

住　所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏　名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

※ お願い

みどり市では、事務事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、必要に応じて桐生警察署に照会する場合があります。

なお、この様式に記載された個人情報は、暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

価　格　提　案　書

令和　　年　　月　　日

みどり市長　須藤　昭男　様

みどり市グリーンパーク自動販売機設置事業者募集において、下記の金額で当該設置事業者として使用許可を希望します。

住　　所
（所在地）
氏　　名　　㊞
（名称及び代表者名）

物件番号

応募価格　　金　　円

□　物件番号（①又は②）を記入してください。
□　応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
□　応募価格は、年額使用料を記入してください。
　※屋外設置のものは「税抜価格」を記載してください。
□　応募は、封筒に入れ、令和８年 10 月 15 日（木）から令和８年 10 月 22 日（木）までの間に所定の送付先に到着するように特定記録郵便にて郵送してください。